

エスフォルソ FC 会則

2016年3月改定

1、 目的

当クラブは保護者の自主運営によって保護者と児童が共にサッカーに親しみ、それを通じて豊かな人間関係を作り出すと共に、心と身体の発達を目的としている。

2、 会員

当クラブの会員は目的に賛同する保護者(滝野川小学校を中心とする地域小学校在校生・役員及び**幼児**・当クラブの **OB・OG** の保護者)及びその子供(滝野川小学校を中心とする地域小学校在校生・**幼児**・当クラブの **OB・OG**)をもって構成する。

- (1) 本会の会員を児童会員と保護者会員に分ける。
- (2) 本会の保護者会員は会の運営に関する権利と義務をもつ。
- (3) 保護者会員は毎月会費を納める。

3、 入会・退会

当クラブの入会・退会は児童会員の入会・退会をもって入退会とし、それと同時に保護者は保護者会員に入退会したものとする。

また、入会にあたり当クラブの活動状況・運営状況を確認するために仮入会を認める。但し仮入会の期間は**概ね1ヶ月を目安**とする。仮入会中の事故については当クラブ及びクラブ関係者は一切の責任を負わない。休部の場合は4月に保険代800円(年間)を支払うこととする。その場合、行事(大会等)に参加出来るが、参加費が実費でかかる場合がある。なお、退部した児童会員は**再度入会手続きを取らない**とその後の行事には参加できない。

4、 会費

当クラブの運営を行うため、定められた入会金及び会費を徴収する。

- (1) 会費は年度始めの総会で決定する。なお必要に応じて別途会費を徴収する場合は、保護者会の決定によるものとする。
- (2) 会費は4月に5か月分、9月に4か月分、1月に3か月分を徴収する。
- (3) 一旦徴収した入会金は一切返金しないこととする。
- (4) 定められた徴収日に会費を忘れた場合は指定口座への振込みまたは、直接会計に届けることとする。

5、 運営

保護者会員は当クラブを運営する。当クラブの活動に関する費用は会費で賄うものとする。

6、 保護者会

保護者会は保護者会員と役員で構成し以下のことを行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 保護者会員は保護者会に出席する義務を負う。欠席する場合は必ず代表にその旨を連絡する。なお決議事項がある場合、欠席会員は決議事項の結果について保護者会に一任する。

7、 総会

- (1) 毎年行うことを原則とする。なお総会開催の必要性が生じた場合には臨時総会を招集、開催することができる。
- (2) 召集・開催は役員が行う。
- (3) 総会では以下の事項を行う。
 - ・ 前年度活動報告及びその質疑
 - ・ 前年度会計報告及びその質疑
 - ・ 新年度活動計画の審議と決定
 - ・ 新年度役員を選出
- (4) 総会に欠席する保護者会員は必ず委任状を提出する。
- (5) 総会における議決は出席会員及び委任状を提出している保護者会員の合議決数の過半数をもって決する。

8、 役員及び役割

運営及び活動が円滑に行われるように、保護者会員の中からチーム代表、事務局、コーチ代表及び学年代表を選出する。

- (1) 各役員には次の役割があり、各役員の中でそれぞれの仕事を分担する。
 - ・ 学校、北区サッカー協会少年委員会(少年少女委員会担当者は当番は行わない)、コーチ、保護者間の連絡及び調整
 - ・ 練習予定、当番表作成
 - ・ 会計、ユニフォーム管理
 - ・ 住所録、連絡網の作成
 - ・ その他(学年代表に関して必要と思われる役割)
- (2) 各の仕事を行う。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (3) 必要に応じて月1回程度の meeting を行う。
- (4) 各役員は以下の仕事を行う。
 - ・ 保護者会の開催
 - ・ 総会の開催
 - ・ 会員間の連絡及び調整
 - ・ 会費の集計
 - ・ 電話連絡網及び会員名簿の作成
 - ・ スポーツ障害保険の加入手続き
 - ・ 練習予定表の作成
 - ・ 入退会及び休会の手続き
 - ・ 北区サッカー協会少年委員会からの情報伝達
 - ・ 試合の際の引率者の決定
 - ・ その他当クラブの運営に関する事項
 - ・ 役員に欠員が出た場合は、役員会の承認により補充する

9、 指導者

当クラブはコーチを委託することができる。

委託されたコーチの中からコーチ代表を選出する。

- (1) 選任は総会の承認を必要とする。
- (2) コーチはクラブの運営に関し次の権限を有する。
 - ・ 各種大会、試合への参加及び不参加の決定
 - ・ 各種大会、試合における出場選手の決定
 - ・ チーム編成の決定
 - ・ 試合中の選手交代の決定及び選手に対する指導
 - ・ 練習内容及びその方法の決定
- (3) コーチは役員の招集によって役員の meeting に参加する。
- (4) コーチは上記(2)について役員への報告義務を負うものとする。

10、 安全への配慮

役員及びコーチ、引率者は原則としてクラブ行事、活動中の事故に関しては一切の責任を負わない。

また送迎時（公共交通機関、自家用車、自転車など）の事故に関しても一切の責任を負わない。

- (1) 児童会員の事故については保険の範囲内で保障する。
- (2) 応急処置は救急箱内で対応する。（備え付けの連絡網で保護者へ連絡する）
- (3) 自家用車を利用する場合は任意保険に加入している場合に限る。

11、 保護者会員の役割

- (1) 児童会員の安全を確保するため試合等に参加する時の引率には積極的に参加する。
- (2) 練習中の安全を確保するために練習には保護者会員が順番で立会い、必ず救急箱を用意する。尚、当番日に当番できない場合には各自の責任において交代要員を探す。
- (3) 連絡網は確実に責任を持って速やかに回す。
- (4) 保護者が練習に参加する場合、それによる事故や怪我等について、原則として当クラブ及びクラブ関係者は一切の責任を負わない。なお、保護者が保険に加入する場合は実費を徴収する。

12、 雑則

- (1) 本会は以下例外を除き他チームとの重複入会を禁止する。
 - ①北区外チームとの重複入会
 - ②北区内チームとの重複入会で、本会が出場する公式戦において、本会の選手として出場する。
 - ③北区内チームとの重複入会で、本会が出場する公式戦そのものに出場しない。
- (2) コーチへの意見は各人が、問題とする点とその解決策を同時に提示し対話すること（メール等でのやり取り及び他の保護者を巻き込むことは禁止）。
対話によって解決しない場合は、保護者代表が保護者会を開催し問題提起するものとする。
- (3) 練習および試合等においては、各家庭1役割迄を原則とし、役割の重複を原則禁止する。
(役員およびコーチの家庭は練習の当番および試合の当番免除を基本とする)
- (4) 役員およびコーチの選出は、各家庭1役割迄とし、重複を原則禁止する。
- (5) 本会則に著しく違反した場合、もしくは総会・保護者会決定事項を遵守できない会員は、

役員 meeting の決議により除名することがある。

付記

- ① 本会則は 1995 年 2 月より施行する。
- ② 発足後の運営状況に合わせて必要な見直しを行い 1997 年 5 月に一部改定を加えた。
- ③ 会員数の増加に伴い 2000 年 3 月にさらに改定
- ④ 2001 年 3 月改定
- ⑤ 会員数の減少等に伴い 2002 年 3 月に一部改定
- ⑥ 2009 年 3 月に一部改定
- ⑦ 2012 年 4 月に一部改定
- ⑧ 2013 年 3 月に一部改定
- ⑨ 2016 年 3 月に一部改訂